

公益社団法人 日本近代五種協会 運営規則

(目的)

第1条 この規則は、定款に基き公益社団法人日本近代五種協会を運営するに当たり、その詳細を定める。
(会費等)

第2条 入会金及び年会費は以下の各号とする。

- (1) 入会金・・・・・・・・・・一律1万円（※大学生以下はなし）
- (2) 理事、監事・・・・・・・・・・4万円
- (3) 正会員・・・・・・・・・・1万円
- (4) 一般会員・・・・・・・・・・1万円
- (5) 学生会員（大学生・専門学校生）・・5千円
- (6) 高校生以下・・・・・・・・・・3千円
(就学中の学童、生徒、学生等をいい、15才以上の者は在学証明書のコピーを添付する)

(加盟団体登録費)

第3条 加盟団体登録費は一律年間1万円とし、加盟団体代表者の会費をもってこれに当てる。

(役員 of 定年等)

第4条 役員 of 定年は満70歳とし、任期途中で70歳に達した者は、当該任期をもって退任する。
但し、国際競技連盟 of 役員を務めている場合は、年齢を問わず以下の役職とするが、議決権はないものとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長、及び各委員長の場合は『嘱託理事』とする。
- (2) 各委員会委等 of 役職の場合は『理事待遇』とする。

(顧問)

第5条 顧問は会長 of 諮問機関として、会長が委嘱する。

(理事会 of 開催時期)

第6条 理事会は原則として年4回開催する。

(専門委員会 of 設置)

第7条 専門委員会は、別に定める専門委員会規則によって設置する。

(事務局員)

第8条 事務局員は、別に定める就業規則、賃金規則、旅費規則等 of 諸規則を遵守しなければならない。
2. 事務局員 of 採用・雇用は、会長が決定する。

(仲裁裁定)

第9条 本協会 of する決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構 of 『スポーツ仲裁規則』に従ってなされる仲裁によって決定されるものとする。

(役・職員倫理規程)

第10条 本協会 of 役・職員・指導者には別に定める「役・職員・指導者倫理規定」を適用する。

付則

1. 平成25年11月11日から施行する。
2. 平成28年6月23日一部改訂

役・職員・指導者倫理委員会 運営規則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本近代五種協会、定款第39条に基づいて設置する倫理委員会（以下「委員会」という）の運営に関し、必要な事項を定める。役員・職員及び指導者（以下「役・職員」という）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員・指導者の範囲)

第2条 この規程において、役員とは、本協会定款に規定する理事・監事及び各専門委員会の委員をいう。

2. 職員とは、本協会定款第51条に規定する事務局員をいう。
3. 指導者とは、選手の競技・育成する者をいう。

第3条 役・職員・指導者は本協会定款第3条に記述する「目的」を達成するため、本協会の関係規則に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役・職員・指導者の遵守事項)

第4条 役・職員・指導者は、暴力・セクシュアルハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対行ってはならない。

2. 役・職員・指導者は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役・職員・指導者は日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役・職員・指導者は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役・職員・指導者は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本協会の総務委員会内に適宜、倫理委員会を設置する。

2. 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(役・職員・指導者がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 役・職員・指導者に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者(担当専務理事)は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役・職員・指導者がこの規定に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会、及び担当 専務理事の意見を聴取したうえで、厳正に定款19条に基づく必要な措置をとるものとする。

(処分：戒告又は、けん責・有期の登録資格停止 {短・中期：1ヶ月以上6ヶ月以下}・有期の登録資格停止 {中・長期：6ヶ月以上1年以下}・無期の登録資格

停止 {長期：1年以上} 又は、登録資格剥奪)

2. 前項の職員に関する対処は、本協会職員服務規程の定めに基づき厳正に取り扱ものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則

1. この規程は、平成25年11月11日から施行する。
2. この規程は、平成26年4月1日から施行する。